## 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三一日法律第二九号)

一、提案理由(平成一八年三月七日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人国立環境研究所法の一部を改 正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人国立環境研究所は、我が国の環境政策の企画立案や各種環境基準の設定に当たって必要となる科学的基盤を提供するなど、重要な役割を担っております。

独立行政法人制度については、現在、効率的な運営を確保する観点から、役職員の身分の非公務員化が進められております。国立環境研究所においても、民間を含めた内外の研究機関との研究、人事交流のより一層の促進等を通じて、研究所の改革を推進する観点から、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人へと移行するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

本法律案は、国立環境研究所を特定独立行政法人とする規定を削除することにより、研究所を非公務員型の独立行政法人とすることに加え、研究所の役職員等に対して、その職務上の秘密に対する保持義務を課すほか、刑法等の罰則の適用については、研究所の役職員を法令上公務に従事する職員とみなすこととするものであります。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院環境委員長報告(平成一八年三月一六日)

木村隆秀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審 査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、同研究所を非公務員型の独立行政法人とするとともに、それに伴う所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二日本委員会に付託され、七日に小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日に質疑を行いました。同日、質疑を終局した後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院環境委員長報告(平成一八年三月三一日)

福山哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の 経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進等を通じて、独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、役職員が国家公務員の身

分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人へ移行しようとするものであります。

委員会におきましては、国立環境研究所の非公務員化の是非、業務運営の効率化の推進と研究基盤低下への懸念、研究員の人事交流における問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の足立委員、日本共産党の市田委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

以上、御報告申し上げます。